

令和4年度伊賀市の魅力発信パンフレット（山歩きマップ） 企画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度伊賀市観光パンフレット（山歩きマップ）企画制作業務

2 事業の目的

伊賀の山は標高が低く、山歩きに興味がある層や初級者にとって山歩きを始めるきっかけとなる反面、初心者向けのマップが充実していない。本事業は山歩き初級者向けのマップを作成し、安心して伊賀の山を歩き、自然豊かな伊賀市の認知度及び満足度向上を目的とする。「気軽に訪れ、五感で楽しむ伊賀の自然の魅力」を発信し、何度も訪れたい地域としてのイメージの定着、誘客の底上げにつなげる。

加えて、作成したマップの情報を基軸に、SNS等の媒体を活用した効果的な情報発信を行う。

3 マップの内容

安心して訪問できる伊賀の自然という視点から、整備された山を選定し企画制作する。山歩きを始めたばかりのライトな層をターゲットとし、初心者にわかりやすいイラストマップを作成する。詳細は、仕様書に基づいた受託者の提案を踏まえ、委託者と受託者で協議し決定する。

■テーマ：気軽に挑戦し自然を感じる伊賀の山歩き

掲載数：4山

掲載候補：必須

①青山高原

②霊山

候補

③御斎峠（神君伊賀越えルート）

④尼ヶ岳

⑤笠取山

⑥油日岳・加茂岳・忍者岳・三国岳

⑦その他

マップに求めるもの：

山歩き初級者がマップを見た時に登ってみたいと感じ、マップ1枚で登山口までのアクセス、登山ルート、距離・所要時間、注意点など疑問点が把握できるもの。山の雰囲気と伊賀らしさを感じられるイラストマップ。

①初級者が一目でみて山歩きルート全体像がわかる

②登山アプリを使わず詳細な地図に慣れていない層が、現在

- 地を把握しやすく印刷して持ち歩きやすい
- ③車・公共交通でのアクセスがわかりやすい
- ④所要時間・距離など、マップをみて初心者が予定をたてやすい
- ⑤休憩場所や絶景スポットの間の距離が把握しやすい
- ⑥マップのとおり進めばその山を満喫できる
- ⑦山歩き前後に立ち寄れる店など小さく紹介

4 委託事業の内容

(1) マップ全般にわたる企画、デザイン

- ア 企画立案、デザイン、写真撮影、取材、原稿作成、レイアウト、編集、校正などマップ作成に必要なすべての作業を実施すること
- イ 掲載するマップは描き起こしとし、ルートは事業者決定後協議により選定する。詳細情報は受託者において入手し、それらに係る経費は受託者で負担すること
- ウ 校正は3回以上行うこととする
- エ マップの規格等
 - 【サイズ】A3サイズ
 - 【カラー】フルカラー
 - 【頁数】山ごとに1頁(片面) 4山
 - 【その他】・本業務において第三者が所有する素材を用いる場合は、受託者により費用の負担を含む一切の著作権処理等を行うこと。
 - ・カラーユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

(2) 電子データの作成

受託者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品する

- ア PDFファイル
 - 高解像度(400dpi以上)のPDFファイル
 - 低解像度PDFファイル(ホームページ掲載用)
- イ レイアウトデータ
 - AIで作成した、再編集可能なレイアウトデータとすること

(3) 委託者が指示する対象物の写真撮影及び画像データの提供

撮影する対象物は、原則取材場所にあるものの中から選定する

(4) 編集会議への出席

伊賀市内で開催する編集会議(2回以上を予定)に出席すること

(5) 情報発信に係る支援

作成したマップは、WEB、メディア、SNS等への活用方法を提案すること

5 成果品の納入

- (1) 納入物 電子媒体 (CD-ROM) 一式 2 枚
- (2) 納入場所
一般社団法人伊賀上野観光協会 (伊賀上野観光協会 DMO)
〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 122 番地の 4 だんじり会館内

6 その他留意事項

- (1) 本業務により作成した成果品及び版下データの著作権及び所有権は、委託者に帰属する。
- (2) 使用した写真、イラスト、文章などは、委託者が他のチラシ又はホームページ等の媒体にも自由に活用できるものとする。
- (3) 委託者は必要に応じて、随時事業の遂行状況報告を求め、業務の処理状況についての現地調査を実施することがある。その場合、受託者はこれに応じなければならない。
- (4) 本仕様に定めがない事項であっても、委託者が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (5) 委託者は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について支障のない範囲で協力する。
- (6) 受託者は契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案するよう努める。
- (7) 受託者は、本業務において知り得た情報を他人に漏らし、本業務の目的以外に使用してはならない。業務委託終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (9) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の責任を負うこと。
- (10) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議のうえ、解決する。